

駐車監視員活動ガイドライン

(平成31年4月1日策定)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取り付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされていません。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

このガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

重点路線

路線	重点時間帯
佐賀駅南口交差点～佐賀中央郵便局前交差点	9時～18時
エスプラッツ周辺	9時～18時

重点地域

最重点地域	重点時間帯
神野東1・2丁目、駅前中央1・2丁目、栄町、駅南本町、大財1・3丁目、愛敬町、天神1・2丁目、成章町、唐人1・2丁目、白山1・2丁目、呉服元町、中央本町、八幡小路、中の小路、松原1～3丁目、堀川町、多布施1丁目・伊勢町・川原町のうち国道264号より東側の地域	9時～18時
重点地域	重点時間帯
開成1～6丁目、神園1～6丁目、若宮1・2丁目、八丁畷町、新中町、高木瀬町東高木のうち国道34号より南側の地域、神野西1～4丁目、神野東3・4丁目、兵庫北1～5丁目、兵庫北6・7丁目のうち佐賀環状東線より西側の地域、駅前中央3丁目、大財北町、兵庫南1・2丁目、大財2・4・5・6丁目、兵庫町淵のうち佐賀環状東線より西側の地域、高木町、東佐賀町、巨勢町牛島のうち佐賀環状東線より西側の地域、柳町、松原4丁目、材木1・2丁目、紺屋町、田代1・2丁目、八戸溝1～3丁目、新栄東1～4丁目、天佑団地、天佑1・2丁目、多布施1～3丁目、緑小路、天神3丁目、新生町、中折町、六座町、長瀬町、西田代1・2丁目、多布施1丁目・伊勢町・川原町のうち国道264号より西側の地域、八戸1丁目、昭栄町、末広1丁目、道祖元町、西魚町、与賀町、赤松町、城内1・2丁目、水ヶ江1～6丁目、朝日町、今宿町、鬼丸町、中の館町、下田町のうち国道208号より東側の地域、末広2丁目・光1丁目・西与賀町厘下・本庄町本庄・本庄町袋のうち国道208号より北側の地域、南佐賀1丁目のうち国道208号・佐賀環状東線より北側の地域、木原1・2丁目	9時～18時



佐賀南警察署
佐賀北警察署

